**景観形成基準チェックシート**　　　　　　　（五島市全域）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項  「はい」の場合はその内容を記入  「いいえ」の場合はその理由を記入 |
| 基本的な考え | 眺望に配慮した立地・配置 | 大規模な建築物や工作物により主要な眺望点からのやまなみの眺望を損なわないようにする。 | □はい  □いいえ |  |
| 物品の堆積や土石類の採取等の行為は、主要な眺望点から直接見えないようにする。 | □はい  □いいえ |  |
| やむを得ず主要な眺望点から見える場合は、道路境界付近を緑化するなど遮蔽措置を講じる。 | □はい  □いいえ |  |
| 緑化・保全 | 敷地内にオープンスペースを確保し、常緑の中高木により緑化する。 | □はい  □いいえ |  |
| 敷地内に防風林や高木など既存の樹木がある場合は、極力保全するように努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 木竹の伐採は目的に応じて必要最小限とし、巨木や高木などを極力保全するよう努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 行為の制限の基準 | 建築物及び工作物の建築・建設等 | 道路境界線から５ｍ以上後退（セットバック）する。 | □はい  □いいえ |  |
| 巨大感や威圧感を和らげるため、大規模な連続壁面は避け適度な分節化を行うよう努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 使用できる色彩の範囲は、全ての色相において彩度６以下とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 敷地面積の３％以上の緑地を設ける。 | □はい  □いいえ |  |
| 塀やさくは生垣などの自然素材を用いるよう努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 道路境界部分に駐車場を設ける場合は、車の出入に支障ない範囲で緑化に努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 開発行為 | 連続した法面が生じる切り盛りを避け、法面を緑化する | □はい  □いいえ |  |
| 屋外物品の堆積 | 主要な眺望点から見える場合は、敷地境界線から極力後退（セットバック）し緑化する。 | □はい  □いいえ |  |
| 堆積高さを極力低く抑え、整然と配置する。 | □はい  □いいえ |  |
| 土石類の採取等 | 主要な眺望点から見える場合は、緑化により採取法面が見えないようにする。 | □はい  □いいえ |  |
| 採取後は緑化する。 | □はい  □いいえ |  |
| 木竹の伐採 | 伐採後は緑化する。 | □はい  □いいえ |  |
| 事務局記入欄 | | | | |
|  | | | | |

**景観形成基準チェックシート**　　　　　（文化的景観地区）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項  「はい」の場合はその内容を記入  「いいえ」の場合はその理由を記入 |
| 建築物・工作物 | 位置 | 集落においては、地形・樹木を大切にし、既存の建築物との調和および連続性に配置する。 | □はい  □いいえ |  |
| 高さ | 建築物および工作物の高さは１０ｍ以下とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 色彩 | 建築物および工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度６以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。  ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 使用する色数はできる限り少なくする。 | □はい  □いいえ |  |
| 形態  意匠 | 建築物および工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 | □はい  □いいえ |  |
| 建築物および工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。  ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 緑化 | 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 石積み | 既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 事務局記入欄 | | | | |
|  | | | | |

※文化的景観地区（久賀島地区、大串・江上地区）内における、建築物の建築等及び工作物の建設等の場合に記入してください。

**景観形成基準チェックシート**　　　　　　（景観重要地区）

**建築物**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項  「はい」の場合はその内容を記入  「いいえ」の場合はその理由を記入 |
| 位置 | 歴史的な地形を尊重する。 | □はい  □いいえ |  |
| 集落においては、地形・樹木を大切にし。既存の建築物との調和および連続性に配慮した配置とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 高さ | 建築物は2階を基本とし、高さは10ｍ以下とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 色彩 | 建築物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度６以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 使用する色数はできる限り少なくする。 | □はい  □いいえ |  |
| 形態  意匠 | 建築物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 | □はい  □いいえ |  |
| 建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 金属版を使用する場合は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、光沢による不快感を与えないように配慮する。 | □はい  □いいえ |  |
| 一戸が突出した印象を与えないよう周辺の家並みや自然景観と調和するような形態意匠・色彩とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 緑化 | 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 石積み | 既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 事務局記入欄 | | | |
|  | | | |

※景観重要地区（江上地区）内における、建築物の建築等の場合に記入してください。

**景観形成基準チェックシート**　　　　　　（景観重要地区）

**工作物**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項  「はい」の場合はその内容を記入  「いいえ」の場合はその理由を記入 |
| 位置 | 設置位置は、接道部から出来る限り後退して設置することを基本とする。ただし、やむをえない場合は、接道部分を重点的に緑化による遮蔽措置を行うこと。 | □はい  □いいえ |  |
| 高さ | 工作物の高さは１０ｍ以下とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 送電線塔、電波塔等は極力新たに立地しない。建替えなどの場合は極力高さを抑え目立たない位置に設置する。 | □はい  □いいえ |  |
| 色彩 | 工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度６以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 使用する色数はできる限り少なくする。 | □はい  □いいえ |  |
| 形態  意匠 | 垣根、擁壁や塀などは、集落に点在する石積みと調和を図るため自然石積や緑化等を基本とし、やむを得えない場合でも、既存石積みを超えないこととする。 | □はい  □いいえ |  |
| 工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 | □はい  □いいえ |  |
| 工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等軒のある勾配屋根を基本としできる限り陸屋根は用いない。 | □はい  □いいえ |  |
| 道路等の公衆の視点場から見て、圧迫感や違和感を緩和するような形態意匠とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 緑化 | 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 石積み | 既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 自動  販売機 | 野立てでの自動販売機は設置しない。 | □はい  □いいえ |  |
| 色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 複数並べて配置する場合は、色彩は同じものを採用することを基本とする。 | □はい  □いいえ |  |
| 事務局記入欄 | | | |
|  | | | |

※景観重要地区（江上地区）内における、建築物の建築等の場合に記入してください。

**景観形成基準チェックシート**　　　　　　（景観重要地区）

**開発行為・土石類の採取、その他土地形質の変更**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項  「はい」の場合はその内容を記入  「いいえ」の場合はその理由を記入 |
| 形態  意匠 | 歴史的な地形を尊重し、価値保全の目的以外で不用意に土地の区画の形質の変更等は行わない。 | □はい  □いいえ |  |
| 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 | □はい  □いいえ |  |
| 法面は、出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及び集落景観を崩さないように配慮する。 | □はい  □いいえ |  |
| 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及び集落景観との調和に配慮する。 | □はい  □いいえ |  |
| 水辺等の自然資源を出来る限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。 | □はい  □いいえ |  |
| 緑化 | 敷地内にある良好な樹木は、できる限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |
| 石積み | 既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。 | □はい  □いいえ |  |

**屋外物品の堆積**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項 |
| 位置 | 堆積物は主要な眺望点から見えないよう配置を工夫する。 | □はい  □いいえ |  |
| 形態  意匠 | 景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし農林漁業目的のものはその限りではない。 | □はい  □いいえ |  |
| 道路に面する場所では、道路からできる限り離し、高さを低くし、植栽等で遮蔽を行う。 | □はい  □いいえ |  |

**木竹の伐採**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック | 配慮事項 |
| 形態  意匠 | 歴史的景観に資する木竹はなるべく保全する。 | □はい  □いいえ |  |
| 歴史的価値保全の目的を除いて、木竹の伐採はさける。やむを得ず伐採する場合は、事後の土地利用に応じ、周辺植生と調和するよう緑化することを基本とする。 | □はい  □いいえ |  |

|  |
| --- |
| 事務局記入欄 |
|  |

※景観重要地区（江上地区）内における、建築物の建築等の場合に記入してください。